

千葉県男女共同参画推進事業所表彰実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、男女が共同して参画することのできる環境づくりに積極的に貢献している事業所を表彰し、その取組をたたえるとともに、これを広く紹介することにより、労働の場における男女共同参画の取組を促進し、もって男女共同参画社会の形成に資することを目的として、千葉県表彰規則及び千葉県表彰事務取扱要綱に基づき必要な事項を定める。

(対象)

第2条 表彰の対象となる事業所は、県内に事業所を有する法人その他団体（国・地方公共団体を除く。）とし、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 女性の採用・登用や職域拡大のため積極的な取組を行っている事業所
- (2) 職業生活と家庭生活等の両立を支援するため積極的な取組を行っている事業所
- (3) その他、男女が共同して参画できる職場づくりに向け積極的な取組を行っている事業所
- (4) 他の模範となる男女共同参画の推進に資する独自性・先駆性のある取組を行っている事業所

(募集)

第3条 表彰の対象となる事業所の募集は公募により行い、次のいずれかの方法により行う。

- (1) 事業者又はその勤務する従業員等による応募（様式第1号）
- (2) 市町村、各種団体からの推薦（様式第2号）

2 前項の応募又は推薦には、様式第1号又は様式第2号に別紙1の調査票を添付するものとする。

(表彰区分等)

第4条 表彰は、千葉県知事賞と奨励賞に区分し、選考基準及び被表彰者数は別紙2のとおりとする。

(選考)

第5条 被表彰事業所を選考するため、選考委員会を設置する。

(決定)

第6条 被表彰事業所は、選考委員会の選考を経て、知事が決定する。

(表彰)

第7条 知事は、表彰事業所に対し、賞状を授与する。

2 表彰は、毎年、原則として、男女共同参画推進連携会議の会場において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は平成18年12月15日から施行する。

附則

この要綱は平成19年1月31日から施行する。

附則

この要綱は平成21年8月10日から施行する。

附則

この要綱は平成28年5月30日から施行する。

附則

この要綱は平成29年5月31日から施行する。

附則

この要綱は平成30年5月30日から施行する。